

市議第8号

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書について

上記の議案を各務原市議会会議規則（昭和46年議会規則第1号）第14条の規定により提出します。

令和6年11月28日提出

提出者	各務原市議会議員	小島博彦
賛成者	〃	古川明美
賛成者	〃	黒田昌弘
賛成者	〃	池戸一成
賛成者	〃	足立孝夫
賛成者	〃	川瀬勝秀

提案理由

えん罪は国家による最大の人権侵害であり、えん罪被害者救済を目的として、刑事訴訟法の再審規定を国において速やかに改正するよう強く要望するため、この意見書を提出しようとする。

各務原市議会議長 川嶋一生様

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書

えん罪は国家による最大の人権侵害であり、人権国家を標ぼうする我が国にとってはもちろん、地域住民が被害者となりうる地方自治体にとっても、えん罪の防止やその被害者救済は重要な課題である。

しかしながら、先の袴田事件で見られるように、手続き等に莫大な時間を要しているのが現状である。

よって国においては、えん罪被害者を一刻も早く救済するために、下記に示す趣旨を踏まえ、刑事訴訟法の再審規定について、速やかに改正するよう強く要望する。

1. えん罪被害者を救済するための制度である「再審」には、再審請求手続きの審理のあり方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。そのため、再審請求手続きの審理の進め方は事件を担当する裁判所によって異なっており、審理の適正さが制度的に担保されておらず、公平性も損なわれている。
2. とりわけ再審における証拠開示の問題は重要であり、過去の多くのえん罪事件では、捜査機関の手元にある証拠が再審段階で初めて明らかになり、それがえん罪被害者を救済する大きな原動力となっている。したがって、えん罪被害者を救済するには捜査機関の手元にある証拠を開示する仕組みが必要不可欠である。しかしそのことを明文化した規定が現行法には存在せず、証拠開示される制度的保障はないため、対応する裁判官や検察官によって、証拠開示の範囲に差が生じているのが実情であり、これを是正するには、証拠開示のルールを定めた法律に改正しなければならない。
3. 仮に再審開始が決定しても、検察官が不服申し立てを行う事例が相次いでおり、これによってえん罪被害者の速やかな救済が妨げられている可能性は否定できない。再審開始決定はあくまでも裁判のやり直しを決定することであり、判断は公判にて行うため、検察官にも有罪立証する機会が与えられている。したがって、再審開始決定がされたのであれば速やかに再審公判に移行すべきであって、再審開始決定といういわば再審公判の入り口で、その判断に対して検察官の不服申し立てを認めるべきではない。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 1 1 月 2 8 日

岐阜県各務原市議会
議長 川嶋 一生

衆参両議院議長
各関係行政庁 宛